

## 養護老人ホーム楽久園 重要事項説明書

「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定 第 2872700519 号)

当事業所は、ご契約者（以下「入居者」という）に対して特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 楽久園会
- (2) 法人所在地 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田 1 1 1 - 2 7
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL 0 7 9 5 - 3 7 - 0 1 7 4  
FAX 0 7 9 5 - 3 7 - 1 9 8 6
- (4) 代表者氏名 理事長 上野 仁久
- (5) 設立年月 昭和 5 8 年 4 月
- (6) インターネットアドレス  
URL <http://www.rakuenkai.or.jp>  
E-mail [info@rakuenkai.or.jp](mailto:info@rakuenkai.or.jp)

### 2. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 3 階
- (2) 建物の延べ床面積 2,878.96 m<sup>2</sup>
- (3) 施設の周辺環境 加西市の北部、西脇市の西部に位置し、自然豊かな所にあります。
- (4) 併設事業  
事業の種類 兵庫県知事の事業者指定
  - ・ 居宅介護支援事業 2872700014
  - ・ 指定介護老人福祉施設 2872700139 利用定員 50 人
  - ・ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 2872700568 利用定員 20 人
  - ・ 短期入所生活介護（併設・空床型）
    - （介護予防短期入所生活介護） 2872700139 利用定員 10 人
    - ・ 訪問介護（介護予防訪問介護） 2872700188
    - ・ 通所介護（介護予防通所介護） 2872700196 利用定員 30 人
    - ・ 認知症対応型共同生活介護 2872700311 利用定員 9 人  
（介護予防認知症対応型共同生活介護）
    - ・ 認知症対応型通所介護 2892700010 利用定員 3 人  
（介護予防認知症対応型通所介護）

### 3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設・平成 18 年 7 月 1 日指定  
兵庫県指定 第 2872700519 号
- (2) 施設の目的 介護保険法及び老人福祉法等関係法令に従い、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 養護老人ホーム 楽久園
- (4) 施設の所在地 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田 1 1 1 - 2 7  
交通機関 \* J R 加古川線西脇市駅下車神姫バス大屋行き俵田下車徒歩 5 分  
\* 中国道滝野社インターより車で 2 0 分
- (5) 電話番号及び F A X 番号 TEL 0 7 9 5 - 3 7 - 0 1 7 4  
F A X 0 7 9 5 - 3 7 - 1 9 8 6
- (6) 施設長 上野 仁久
- (7) 基本理念 「ひとりひとりが主人公」「安心・満足」「あたたかい心・チームワーク」
- (8) 開設年月 昭和 5 8 年 4 月
- (9) 入所定員 6 0 人

### 4. 施設利用対象者

当施設に入居するには、町役場若しくは市福祉事務所に申込みを行う必要があります。また入居後、介護サービスを受けることが出来るのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### 5. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	60 室	洗面・トイレ・収納庫・テレビ 16 m <sup>2</sup>
合計	60 室	
談話室	3 箇所	ソファー・いす・テーブル・テレビ
理髪室	1 箇所	月に 1 回、美容師による出張にて対応
浴室	2 箇所	シャワー椅子を装備
食堂	1 箇所	
集会室	1 箇所	テレビ・カラオケ・舞台装置・祭壇、仏壇
訓練室	1 箇所	リハビリ機器
喫煙室	1 箇所	

☆居室の変更：入居者からの居室変更希望や、入居者の心身の状況により、居室を変更する必要がある場合には、入居者やご家族等と協議のうえ、施設長の判断のうえ居室を変更することがあります。

## 6. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定特定施設入居者生活介護サービスを提供するために、体制として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	養護基準 (13名対象)	特定基準 (47名対象)	配置数 (60名定員)
1. 施設長（管理者）	1名	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名	1名
3. 計画作成担当者	0名	1名	1名
4. 支援員・介護職員	1名	4名	12名
5. 看護職員	1名	0名	1名
6. 栄養士	1名	0名	1名

〈主な職種の勤務時間〉

職 種	勤 務 時 間
1. 生活相談員	日勤 9:00～18:00
2. 支援員・介護職員	早出 6:00～15:00 7:30～16:30
	日勤 9:00～18:00
	日勤Ⅱ 9:30～18:30
	遅出 10:30～19:30 13:30～22:30
	夜勤 22:30～7:30
3. 看護職員	日勤 9:00～18:00 9:00～16:00
	9:00～16:30 9:00～12:30
4. 理学療法士	週に1回 13:30～17:00

〈配置職員の職種〉

**生活相談員**…入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

**計画作成  
担当者**…入居者の日常生活上における特定施設サービス計画の作成やそのための調査を行い、その後の変更等の対応をします。

**支援員  
介護職員**…入居者の日常生活上の支援を行います。また健康保持のための相談・助言等を行います。

**看護職員**…主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

**理学療法士**…入居者の機能訓練を担当します。

**栄養士**…食事管理、栄養指導を行います。

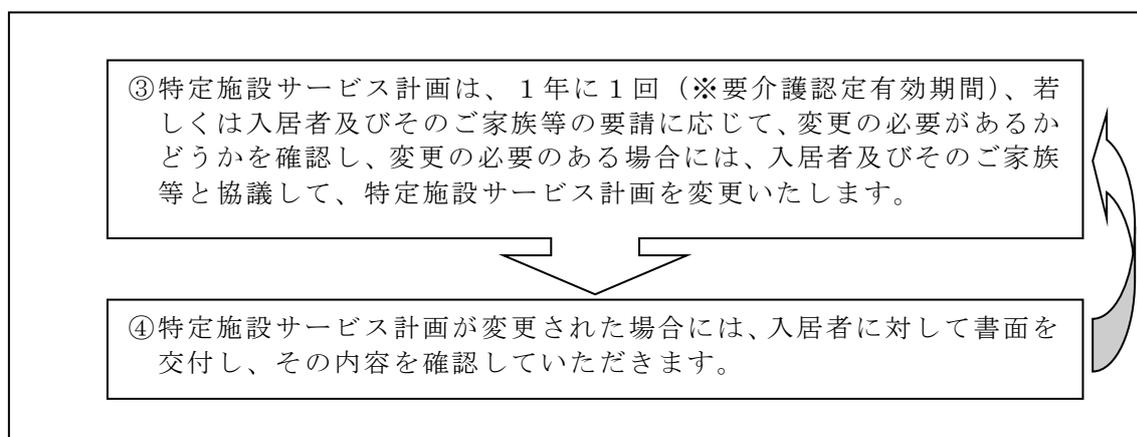
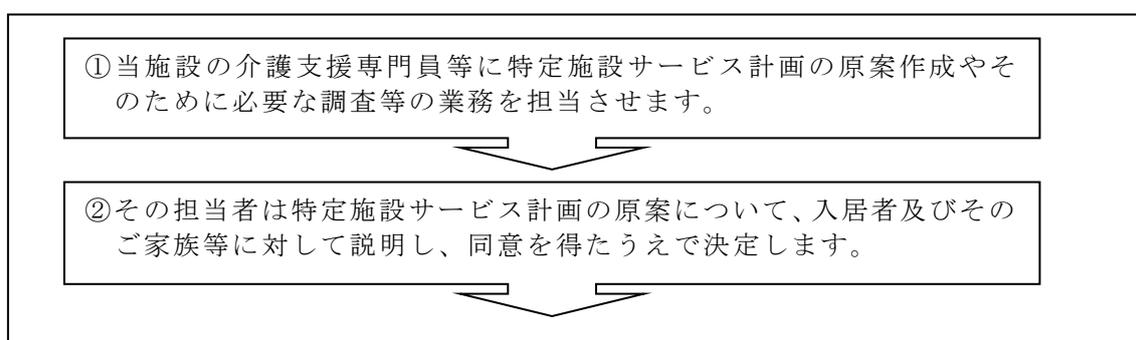
施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとします。

施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保します。

## 7. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養及び入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し適時適温による食事を提供します。
- ・入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
- ・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできるかぎり自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保します。

(食事時間)

朝食：8：00～      昼食：12：00～      夕食：18：00～

#### ②入浴

- ・入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、入浴の機会を提供します。ただし、止むを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えます。

#### ③排泄

- ・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。
- ・おむつを使用せざるをえない入居者については、排泄の自立を図りつつ、適切におむつ交換を行います。

#### ④機能訓練

- ・理学療法士、リハビリ担当者により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、入居者の意思、ご家族の希望を尊重して健康管理を行います。
- ・口腔衛生の管理体制を整備し、入居者ごとの状態に応じた口腔ケアの管理を行います。

#### ⑥その他自立への支援

- ・入居者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツ等の交換は2週に1回行います。

#### ⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

## サービス利用料金表※

## 1. 介護給付（1月当り・上限額）

1. 入居者の要介護度とサービス利用料金 （1月あたりの額）	要介護1 163,550円	要介護2 183,620円	要介護3 204,900円	要介護4 224,350円	要介護5 245,330円
2. うち、介護保険から給付される金額（月額）	147,195円	165,258円	184,410円	201,915円	220,797円
3. サービス利用に係る自己負担月額（1－2）	16,355円	18,362円	20,490円	22,435円	24,533円

## サービス利用料金表※

## 2. 予防給付（1月当り・上限額）

1. 入居者の要介護度とサービス利用料金 （1月あたりの額）	要支援1 50,320円	要支援2 105,310円
2. うち、介護保険から給付される金額（月額）	45,288円	94,779円
3. サービス利用に係る自己負担月額（1－2）	5,032円	10,531円

※介護保険負担割合証が1割の方

☆但し、世帯及び本人の課税額に応じたサービス利用料の減免制度があります。また、生活保護に準じる場合、介護扶助の認定の対象となる場合があります。

☆入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

☆但し、介護サービス利用に関して、上記の限度額を超えて利用された場合については、実費を徴収させていただきます。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①理髪・美容

月に1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：美容 2,000円

#### ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品（衣服、歯ブラシ、おむつ等）の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を、負担いただきます。

### ③移送にかかる費用

個人的なことでの移送に関しましては、原則、入居者のご負担をお願いいたします。

### ④特別な食事の提供

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

### ⑤レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます（利用料金：材料代等の実費をいただくことがあります）。

クラブ活動 書道・華道・カラオケ・料理・園芸・音楽療法・読経・・・無料  
茶道・手芸・陶芸・・・材料代の実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

## （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、窓口での現金支払
イ、下記指定口座への振り込み
三井住友銀行 西脇支店 普通預金 3202124
口座名 社会福祉法人楽久園会 施設長 上野 仁久
J Aみのり八千代支店 普通預金 5721994
口座名 社会福祉法人楽久園会 施設長 上野 仁久
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 兵庫県信用組合八千代支店
J Aみのり 八千代支店
八千代郵便局

## （4）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関にて必要に応じて、また入居者の希望により、診療や入院治療を受けられます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

### ①協力医療機関

医療機関の名称	多可町国民健康保険八千代診療所
所在地	多可郡多可町八千代区下村109-1
診療科	内科

### ②協力医療機関

医療機関の名称	伊藤医院
所在地	多可郡多可町八千代区中野間1107-3
診療科	内科 外科 精神科

### ③協力医療機関

医療機関の名称	多可赤十字病院
所在地	多可郡多可町中区岸上280
診療科	内科・整形外科・外科・リハビリテーション科・眼科 他

### ④協力医療機関

医療機関の名称	加西市立加西病院
所在地	加西市北条町横尾1-13
診療科	内科・整形外科・外科・リハビリテーション科・眼科 他

### ⑤協力医療機関

医療機関の名称	西脇市立西脇病院
所在地	西脇市下戸田652-1
診療科	内科・整形外科・外科・リハビリテーション科・眼科 他

### ⑥協力医療機関

医療機関の名称	加東市民病院
所在地	加東市家原85
診療科	内科・整形外科・外科・リハビリテーション科・眼科 他

### ⑦協力歯科医療機関

医療機関の名称	棚倉歯科医院
所在地	多可郡多可町八千代区中野間1093-10
診療科	歯科

## 9. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 埴岡 秀昭

生活相談員 矢野 龍太

受付時間 毎日

9:00 ~ 18:00

電話 0795-37-0174

○ 苦情解決責任者 施設長 上野 仁久

○ 第三者委員 藤井 正 氏 tel 0795-37-1431

宮崎八千代 氏 tel 0795-37-0232

内橋 茂 氏 tel 0795-38-0361

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や、話し合いへの立合い等をいたします。また、直接、第三者委員に苦情を申出することも出来ます。

また、《ご意見箱》を「玄関」に、設置しています。

(2) 次の公的機関において、相談・苦情の申出ができます。

兵庫県サービス運営 適正化委員会	電話番号 (078) 242-6868 受付時間 月～金曜日 9時～17時
兵庫県国民健康保険 団体連合会	電話番号 (078) 332-5617 受付時間 月～金曜日 9時～17時
アスパル 健康福祉課	所在地 多可郡多可町中区岸上281-51 電話番号 0795-32-5151
八千代地域局1階窓口	所在地 多可郡多可町八千代区中野間650 電話番号 0795-37-0250
加美地域局1階窓口	所在地 多可郡多可町加美区豊部240 電話番号 0795-35-0080

## 10. サービス提供における事業者の義務

当施設では、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求によって閲覧に応じ、複写物を交付します。
- ⑤施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ⑥ 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- ⑦入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はご家族等に関する個人情報等を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供いたします。
- ⑨施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回程度開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底します。施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ⑩施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。  
1.虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります

- |  |
|--|
| 2.虐待防止のための指針の整備<br>3.虐待を防止するための定期的な研修の実施<br>4.前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 |
|--|

## 11. 非常災害対策について

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。

消防法に準拠して防災計画を別に定めます。

施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

## 12. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者の故意又は過失によると認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 13. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2ヶ月前までに入居者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で自動更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- |  |
|--|
| ①入居者が死亡した場合<br>②要介護認定により入居者の心身の状況が自立と判定された場合<br>③施設より退所となる場合<br>④事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合<br>⑤施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合<br>⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合<br>⑦入居者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）<br>⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

### (1) 入居者からの解約・契約解除（退居）の申し出

契約の有効期間であっても、入居者から退居による解約を行うことができます。その場合には、退所を希望する日の2ヶ月前までに事業者へ通知して下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合<br>②事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める特定施設 |
|--|

- 入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ③事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
  - ④事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
  - ⑤他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出

事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の予告期間を置き、理由を文書により通知することとします。

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ④事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合

## (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

# 14. その他運営に関する事項について

## (1) 暴力団の排除

施設を運営する当該法人の役員、施設の管理者及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ）であってはならない。

施設は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

## (2) ハラスメント対策

施設は、適正な指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

## (3) 業務継続計画の策定等

施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

令和 年 月 日

時間 : ~ : 説明場所 ( )

特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

住 所 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田 111-27

名 称 養護老人ホーム 楽久園

施設長 上 野 仁 久

(説明者)

役 職 生活相談員

氏 名 印

私どもは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(契約者)

住 所

氏 名 印

(身元引受人)

住 所

氏 名 印

続 柄